第４　配当の制限

本更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。

第５　株式譲渡の制限

取締役会は、本更生手続中、会社法136条又は137条の規定による譲渡の承認請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。

第２節　定款変更

更生計画認可決定日をもって、更生会社の定款を「定款変更表」(別表12)記載の内容へ変更する。

管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款を更に変更することができる。

第３節　役員の選任等

第１　役員の選任

更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役及び監査役は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。

新しい取締役、監査役及び代表取締役を以下のとおり選任及び選定する。

取　締　役　比良　竜虎
佐藤　　勲
繁本　武雄
藤井　理彦

監　査　役　藤橋　道夫
村松　　良

代表取締役　比良　竜虎

第２　役員の任期

本節第１により選任された役員の任期は、更生計画認可決定日から２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第３　役員の補充、増員又は変更（省略）

第10章　争いの落着しない権利に関する措置（省略）

第11章　会社更生法167条１項６号及び７号に規定する事項（省略）

別表１ないし12（省略）

静岡地方裁判所浜松支部民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１０号

愛知県江南市草井町宮東269番地

再生債務者　林本建設株式会社

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年11月１日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１６号

相模原市南区鵜野森１丁目20番15―206号

再生債務者　坂井　哲也

1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月21日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月５日から平成25年12月12日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再イ）第４０号

兵庫県伊丹市北本町１丁目35番地４

再生債務者　牟田潤一こと　牟　　潤一

1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月22日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月６日から平成25年12月13日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第２３号

北海道苫小牧市拓勇東町８丁目５番地の８フィールドヴィラ101

再生債務者　町屋　光成

1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月26日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月10日から平成25年12月17日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（再イ）第５４号

埼玉県越谷市大字南荻島580番地８

再生債務者　鈴木　　茂

1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月26日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月10日から平成25年12月17日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第３号

大分県佐伯市大字上岡3266番地24

再生債務者　原田　直人

1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月26日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月３日から平成25年12月10日まで

大分地方裁判所佐伯支部

平成２５年（再イ）第２２４号

札幌市東区北20条東８丁目４番11号　オ・ドミール美香保Ⅱ105号

再生債務者　畠山　克宏

1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月11日から平成25年12月18日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第４３号

神奈川県平塚市東真土１丁目５番25号　ハイム眞平塚202号、前住所神奈川県平塚市東真土１丁目７番15―305号　グランシャリオ

再生債務者　林　　法子

1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月11日から平成25年12月20日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第２号

富山県高岡市福岡町一歩二歩374番地35

再生債務者　大野　一功

1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月２日から平成25年12月９日まで

富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（再イ）第４０号

岐阜市岩地２丁目13番31号

再生債務者　池田アツミ

1　決定年月日時　平成25年11月６日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月11日から平成25年12月18日まで

岐阜地方裁判所

平成２５年（再イ）第６９号

千葉県松戸市新松戸３丁目37番地　サニーハイム新松戸701号

再生債務者　瀬川　　直

1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月28日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月５日から平成25年12月19日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第３９号

埼玉県東松山市松山町２丁目４番35号

再生債務者　伊澤　明則

1　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年12月３日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月17日から平成26年１月７日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再イ）第１９６号

横浜市港北区大倉山２丁目17番13号

再生債務者　飯島穂津美

1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年12月３日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月17日から平成25年12月24日まで

横浜地方裁判所第３民事部